

あなたの世帯が下記に該当する場合は担当課での手続きが必要です。

(出生用)

令和5年4月1日

該当項目	<input checked="" type="checkbox"/>	窓口番号	担当課名	手続きの名称	必要なもの
父又は母が障害基礎年金を受給している。		⑨	保険年金課	障害基礎年金の子加算に関する手続き	担当課へお問い合わせください。 内線 2336・2339
国民年金第1号被保険者の方が出産されたとき。		⑨	保険年金課	国民年金保険料の産前産後期間免除の手続き	担当課へお問い合わせください。 内線 2336・2339
父又は母が国民健康保険に加入しており、子が国民健康保険に加入するとき。		⑩	保険年金課 又は支所	国民健康保険加入の手続き	父又は母の国民健康保険証 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券など)
出生したとき。		③⑩	市民健康課又は 出生連絡票の郵送	出生連絡(兼低体重児の届出)	出生連絡票(兼低体重児の届出書) (母子健康手帳にはさんであります) 担当課へお問い合わせください。 0467-61-3944(直通)
出生したとき。		④②	こども相談課 又は支所、 小児医療証交付申請書の郵送	小児医療費の助成に関する 手続き	小児医療証交付申請書 保険証(窓口申請の時)(1~2年前に 転入した方は所得の確認が必要な 場合がありますので、お問い合わせ ください) 内線 2375
出生したとき。		④②	こども相談課 又は支所	児童手当に関する手続き ※出生日から15日以内に手 続きされないと、支給されな い月が発生する場合があります ので、ご注意ください。	担当課へお問い合わせください。 内線 2375
市営住宅に入居している。		本庁舎 4階	都市整備総務課	出生の届	都市整備総務課住宅担当にお問 い合わせください。 0467-61-3679(直通)

問い合わせ … 鎌倉市役所 0467(23)3000

令和5年4月1日 改訂